

目 次

第1 趣 旨	4 1
第2 高さについて	4 2
1 建築物及び工作物の高さについて	
2 建築物の上に工作物が乗っているものの高さについて	
3 物件の堆積の高さについて	
(1) 敷地が斜面の場合について	
(2) 敷地が窪んでいる場合について	
第3 一般課題対応区域の届出の要否について	4 5
1 建築物の届出について（新築以外のケース）	
(1) 建築物の増築、改築若しくは移転（以下「増築等」という。）の届出について	
(2) 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更（以下「修繕等」という。）の届出について	
2 工作物の届出について（新設以外のケース）	
(1) 工作物の増築等の届出について	
(2) 工作物の修繕等の届出について	
第4 特定課題対応区域の届出の要否について	5 0
1 建築物の届出について（新築以外のケース）	
(1) 建築物の増築等の届出について	
(2) 建築物の修繕等の届出について	
2 工作物の届出について（新設以外のケース）	
(1) 工作物の増築等の届出について	
(2) 工作物の修繕等の届出について	
3 物件の堆積について	
(1) 物件の堆積の届出について	
第5 建築物と工作物が一体となっている場合の届出について	6 2

1	一般課題対応区域について	
	(1) 建築物の届出対象行為について	
	(2) 工作物の届出対象行為について	
	(3) 例示について	
2	特定課題対応区域について	
	(1) 建築物の届出対象行為について	
	(2) 工作物の届出対象行為について	
	(3) 例示について	
第6	同一敷地内における建築物等の建築等を行う場合の届出について	69
	1 同一敷地内における建築物の別棟の増築又は工作物の別棟の増築の届出について	
	2 同一敷地内における建築物の別棟又は工作物の別棟の外観の変更となる修繕等の届出について	
第7	複数の景観計画区域等に跨る場合の届出について	70
第8	既存不適格の建築物、工作物及び物件の堆積について	70
第9	点滅光源の面積について	71
第10	勧告基準の該当性について	73
	1 建築物の修繕等について	
	2 工作物の修繕等について	
	3 物件の堆積について	

第 1 趣 旨

この「景観法、埼玉県景観条例及び埼玉県景観規則並びに埼玉県景観計画に基づく行為の届出等の解説」は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、埼玉県景観条例（平成19年埼玉県条例第42号。以下「条例」という。）及び埼玉県景観規則（平成19年埼玉県規則第90号。以下「規則」という。）並びに埼玉県景観計画（以下「景観計画」という。）に基づく

- 1 「届出対象行為に係る事前の指導等の申出」
《条例第8条》
- 2 「行為の届出」
《法第16条第1項》
- 3 「変更の届出」
《法第16条第2項》
- 4 「国の機関又は地方公共団体の行為の通知」
《法第16条第5項》

の事務処理における円滑かつ適正な執行を図るために必要な事項を定めるものです。